

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

# 組合 Q & A 第79回



社会保険労務士法人ことのは  
社会保険労務士  
益子英之先生

**Q.** 定年を迎える従業員がいます。本人は引き続き働くことを希望しており、会社も再雇用する方向で考えています。定年再雇用するにあたり注意点などありましたら教えてください。

**A.**

人手不足の企業においては、労働力確保や技術や豊富な経験を持つ人材の活用など再雇用をするメリットは多くありますが、労働トラブルも増えていますので注意するポイントをお伝えします。

## 1. 法令遵守

定年後の再雇用は、高年齢者雇用安定法(高年法)や労働契約法などの法令に基づいて対応する必要があります。

- ・ **65歳までの継続雇用義務**：高年法の定めでは、60歳未満の定年を設けることはできず、定年を65歳未満で定める場合には65歳までの雇用確保措置を講ずることが義務化されています。この点については、①定年を60歳～64歳で設定し、65歳までの継続雇用(再雇用制度や勤務延長制度)を設ける、②定年を65歳以上にする、③定年を廃止するという方法が考えられます。さらに令和3年4月からは65歳から70歳までの就業機会を確保することが努力義務となっています。
- ・ **労働条件の決定**：高年法の趣旨に反しない限り、再雇用した時の雇用条件と「同一条件」での雇用を65歳まで続けることは義務付けてはいません。しかし、その再雇用契約が、期間の定めのない労働契約と同視できる場合か、労働者が更新されることを期待することに合理的な理由がある場合は、従前の労働条件と同一の労働条件とすべきこととされています。前回の契約内容よりも条件が引き下げられるような場合は、その金額に妥当性・合理性が認められるものであることが必要になります。また、労働条件の不利益変更は、労働者の同意を得て行うことができますが、その同意が労働者の自由な意思に基づいてなされたものであることが必要です。  
契約更新時の条件の見直しや話し合いがスムーズにいくようにするためには「この労働条件は今回の再雇用契約のものであり、会社の経営状況や業務量、健康状態等を踏まえて、次回更新した場合に減額になる可能性があります」ということを伝えておくといいでしょう。
- ・ **同一労働同一賃金**：再雇用の前後で同一の仕事内容であれば、賃金や福利厚生制度等について、正社員と嘱託社員など非正規社員の賃金に不合理な格

差を設けることはできません。

## 2. 再雇用制度の決定

再雇用をするにあたっては、「会社の再雇用制度(再雇用のルール)」を決めておく必要があります。そうしておかなければ労働者は自分が今後どのような形で働きつづけることができるかイメージできません。制度の内容は就業規則に明記し、全労働者に対して周知する必要があります。

<検討する再雇用制度の内容>

- ・ **再雇用の対象者**：再雇用の対象は全員を対象とするのか、希望者のみとするのか
- ・ **雇用期間**：何年間再雇用するのか(再雇用契約の上限の有無など)
- ・ **労働時間・休日**：1日(1週)あたり何時間働くのか
- ・ **仕事の内容**：定年前と比べてどのように変わるのか(責任の程度含む)
- ・ **給与・賞与**：定年前と比べてどのように変わるのか
- ・ **社会保険**：今後加入する社会保険について
- ・ **福利厚生**：定年前と比べてどのように変わるのか
- ・ **評価制度**：どのように評価を行うのか
- ・ **退職金**：再雇用期間満了後の退職金はどうなるのか

## 3. 再雇用契約書の締結

定年再雇用後の労働条件をめぐっては、トラブルを未然に防ぐためにも、再雇用の労働条件は雇用契約書(再雇用契約書)できちんと確認し記録しておく必要があります。契約を1年ごとの更新制にするなど有期労働契約の形を取ることが多いと思いますが、雇用契約書は更新の都度作成することを忘れないようにしましょう。なお、令和6年4月からは有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに「更新上限の有無」と「更新上限がある場合、その内容」の明示が法律上必要になります。

## 4. その他の注意点

定年後も健康に働き続けてもらうためには、高年齢の労働者が無理をせずに働けるような職場環境やゆとりある作業標準、十分な休息、事故防止の取組みなどが求められます。また、再雇用した労働者が新たにスキルを身に着けたり、会社への貢献が認められるときには、それをしっかり評価してあげてモチベーション向上を図ることも重要です。

**組合個別  
専門相談**

●通常相談は無料、秘密厳守●

## ■ 次回日程

◎法律、税務・経理、労務

令和6年

**4月17日(水)**

「zoom」による  
オンライン相談  
もできます。

午後1時～4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132